

大西永次郎の初期学校衛生論 — 教育的学校衛生論以前の問題 —

高橋 裕子

保健体育講座 (学校保健)

What Eijiro Ohnishi Considered as School Hygiene Theory before Proposing His Theory Focusing on Education

Yuko TAKAHASHI

Department of Health and Physical Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1.

学校衛生の通史では、明治期は医学的学校衛生、大正期は社会的学校衛生、そして昭和期は教育的学校衛生であると整理されてきた⁽¹⁾。大西永次郎 (明治19～昭和50年、1886～1975) は、このうち、昭和期の教育的学校衛生を推し進めた主導者として位置づけられている⁽²⁾。ただこれまで、大西個人の問題意識についてよく検討されていないために、彼の学校衛生論のもつ学校保健史上の意義は、必ずしも明らかになっているとはいえない。周知のように、アメリカ人・ターナーの来日を契機に健康教育の重要性が認識されはじめた昭和前期⁽³⁾、大西は文部省の学校衛生行政を担当しながら、「教育」に視点をおく学校衛生の論説を数多く発表し、主著となる『教育的衛生』(藤井書店 昭和11年)を著した。本稿が対象とするのは、大西が文部省に入る以前、大正6年4月から岐阜県に学校衛生主事として奉職していた約2年半の『岐阜県教育』誌上の彼

の初期の論考である。これらは、文部省時代のオフィシャルな論調とは異なり、当時の新しい話題と個性的な指摘に満ちている。

本稿では、まず岐阜県で学校衛生に携わり始めた初期における大西の考えを、明治期の学校衛生を主導した三島通良⁽⁵⁾と比較しながら検討したい。

まず本論に入る前に、大西が岐阜県に赴任するまでの経歴を簡単に述べておこう。これまでも、大西の経歴と業績はおおよそ明らかにされているが(表1)、岐阜県学校衛生主事に至るまでを確認すると、岡山市石本外科病院に勤務し、水野病院分院では外科主任の傍ら内科産婦人科の研究をしていた⁽⁶⁾。岡山医学専門学校の細菌室所属中には、片山誠治(岡山市衛生技師・岡山市衛生試験所所長)と「哺乳児腸内細菌ニ就キテ」を報告した⁽⁷⁾。岡山市技師として同市衛生試験所に勤めたこともある⁽⁸⁾。

2.

大西が大正6年に岐阜県から任じられた学校衛生主事とは、どのような職位なのだろうか。最初に、その発端から設置までの経緯を簡単に見ておこう。『学校保健百年史』によれば、「明治のおわりごろから、小学校の就学率の向上とあわせて、児童生徒の結核、近視、トラホーム、皮膚病、寄生虫病、身体虚弱等が学校衛生上の課題となるとともに、教員の結核対策が大きな問題となるにつれ、各県における専門者による一貫した対策を要望する声が大きくなり、これが学校衛生主事設置の誘因となった。明治四十四年には、全国聯合教育会においては、市町村の外に、府県郡市に、専任学校顧問医を設置し、学校衛生の実をあげさせるよう建議されている。大正二年に奈良県にはじめて学校衛生主事が置かれ、続いて同三年神奈川、同四年に滋賀、

表1 大西永次郎の略歴と主な業績⁽⁴⁾

明治19年(1886)12月22日岡山県浅口郡生まれ。
明治42年岡山医学専門学校卒業。岡山市石本外科病院助手、明治43年広島市の水野病院外科主任、44年郷里で開業、など。ほかに岡山市技師など。
大正6年4月より岐阜(当時の岐阜県学務課長赤木朝治の推薦により)、8年より群馬、10年より広島と、各県の学校衛生主事を歴任。
大正13年4月文部省学校衛生官(文部大臣房学校衛生課教授衛生掛長・医務掛長)。昭和18年3月退職するまで、約20年間、文部省で学校衛生行政を担当。文部省退職後は、郷里岡山県において同県医療団の理事、岡山市衛生科学研究所長、岡山市市会議員など。昭和50年(1975)没。
文部省在職中、直接、責任者としてなしとげた主な業績として、一、学校給食の普及、二、厚生省創設に伴う学校衛生行政の移管問題、三、教員保養所の創設、四、養護教諭の制度の確立、がある。

同五年に新潟、京都、茨城、山形、福岡、岡山、熊本、鹿児島各府県におかれた。大正五年文部省に学校衛生官の設置をみるに及んで文部省は道府県に学校衛生主事の設置を勧奨した」という。大正3年に文部省が主催した学校衛生講習会に出席した学校医（120余名）と日本学校衛生協会選出の会員（10名）からなる学校衛生協議会の席上、「学校衛生の統一を計るため各府県に学校衛生専務の吏員を設置せられたき事」という建議書が提出されたという⁽⁹⁾。学校衛生主事とは、まず府県レベルで、学校衛生の現実的な問題に対応する専門顧問医師が要望され、自主的に設置され始め、その動向を受けて、文部省が全国的に設置させた、という特徴をもっている。岐阜県の場合、大正5年の県議会で、翌年の「学事諸費」として「学校衛生医一人」の年俸900円などが計上され、「学校衛生主任官ト云フモノヲ置」く、と説明されている⁽¹⁰⁾。

文部省は、設置を推奨した大正5年の11月、全国の府県学校衛生主事を招集し、第1回学校衛生主事会議を開催した⁽¹¹⁾。この会義は、大正13年の第9回まで、学校衛生技師会議に引き継がれてからは、大正14年の第1回～昭和18年の第19回まで、ほぼ毎年開催されている。

大西が岐阜県学校衛生主事となり、初めて出席したのは、第2回の学校衛生主事会議（大正6年5月15日～18日文部省修文館）である。その時の様子を、翌7年2月の『岐阜県教育』誌で報告し、「二十有四の府県より派遣せられたる全国の同僚とは、談笑の裡格意なき意見を交換し「少なからぬ教訓と自覚とを得る」貴重な機会であったことを振り返っている⁽¹²⁾。実際、大西はその会義において、学校衛生の実務者としてスタートした心境と抱負を、「赴任未だ日浅きを以て何等具体的の案なく、目下専ら将来の施設を画すへき材料の調査に着す。凡そ諸般の企画を実行せんとするに当りては、宜しく其の实情に精通して愷切なる施設を為すの要あり」と語り、赴任来、事情の許す限り県下や数郡の巡視して整理した執務を「現況報告」している⁽¹³⁾。まず内部事務について、次の5項目をあげている。

- 一、上官の命を承け学校衛生に関する庶務に従ふこと。
- 二、小学校教員恩給顧問医並小学校教員検定常任委員の職に当ること。
- 三、疾病に依る休退職教員の診断書を査閲すること。
- 四、必要に応じて教員の身体検査をなし特に疾病療治料を請求し来る教員診断書の査閲をなし必要に応じて其の診察を為すこと。
- 五、その他学校衛生に関する文書の査閲をなすこと。

次に外部事務として2項目をあげている。

- 一、小学校教員身体検査

二、学校衛生状況の視察

- (イ) 学校医執務状況
- (ロ) 視学学校視察に於ける学校衛生の監督
- (ハ) 劣等児童取扱法及其数
- (ニ) 水質検査の有無
- (ホ) 学校監理者、視学、校長、教員等の学校衛生に対する感想
- (ヘ) 同上の諸氏と学校衛生改善に関する打合
- (ト) 児童及教員の体育奨励に対する特別施設
- (チ) 学校清潔法施行の程度
- (リ) その他必要の事項

このほか、学校医会の設置状況も報告し、県下1市9郡中、設置したのは1市7郡であり、いずれも数回の会合を開いて有益な研究決議を行い、発展に資しつつある、と好評価している。

最後に、将来の計画として、学校医の待遇改善、学校医会の統一、学校医・教育者の学校衛生思想の涵養のため学校衛生講習会を開催することなどを報告していた。

ここで指摘しておきたいことは、この大西の学校衛生主事会議での報告中、内外の事務はもとより、将来の計画においても、大西がその後、数多くの論説を通じて提唱していく「教育的」学校衛生論の主たるキーワード、たとえば、教育的学校衛生、教育としての学校衛生、衛生訓練などがみられない点である。学校衛生主事としての、極めてオフィシャルな報告だといえるだろう。

この点を確認したうえで注目すべきは、同時期の『岐阜県教育』誌に掲載された論考の方では、学校衛生にたいする大西固有の見方や「教育」に関連する主張が数多く述べられているという点である。具体的にあげると、『岐阜県教育』の論説、「学校衛生の四大目標（上）」の記事である。

私が県下の学校を視察し、実際教育家の言議に聞き、亦能く校医会、学校衛生会等に現れたる学校衛生の諸問題を通じ、私の窺ひ得たる所を忌憚なく告白すれば、私は、遺憾ながら之等の多くが、徒らに学校衛生の枝葉末節に拘泥し、其日其日に突発する實際上の小問題にあらずんば、トラホーム治療や、身体検査に関する極めて卑近なる案件であって、国民教育の大局に立ちて私の期待する根本核心に触るゝ事の少なきを嘆ぜざるを得ないのである。（大西「学校衛生の四大目標（上）」『岐阜県教育』第284号 大正7年3月 53頁）

大西が岐阜県下の学校を視察し、教員間の議論や校医会・学校衛生会で取り上げられていた諸問題を通じて得たことを「忌憚なく告白」すれば、その多くは「徒らに学校衛生の枝葉末節に拘泥し、「トラホーム治療や、身体検査に関する極めて卑近なる案件」なのだ、という。「国民教育の大局」に立つ大西から見ると、学

校衛生の「根本核心」に触れることが少ないのだと嘆いて批判している。確かに日本の学校衛生制度は、まず、明治30年代に、身体検査・学校医制度・伝染病対策などの主要な制度が整備・実現されていった⁽¹⁴⁾。30年代後半になると、全国各地の小学校でトラホームが大流行し、その対応が毎年のように課題となっていた⁽¹⁵⁾。大西の批判は、こうした明治期の医学的学校衛生に向けられているととらえることができるだろう。

この時期の大西の基本的な考え方は、岐阜県赴任の直後、『岐阜県教育』に初出となる論説、「学校衛生に就て」に示されている。

学校衛生の目的は、児童生徒の健康を保護し、其發育を催進し、以て身心強健にして活力旺盛なる第二国民を作らむとするに外ならず。(中略)学校衛生は即ち国民全般に関するの衛生にして、実に国民衛生の基礎たる者とす。而して各個の児童は各自特異なる身心の状況を有するを以て、普遍的に其發育健康を監視すると同時に、必ずや各個性に鑑み、之れに適応せる各種の衛生的施設を為すは学校衛生の主要なる要旨なりとす。(大西「学校衛生に就いて」『岐阜県教育』第275号 大正6年6月 26頁)

明治期の学校衛生との関わりで、二つの点を指摘しておきたい。第一に、学校衛生の目的は児童生徒の健康を保護しその發育を催進して「第二国民」を作ることであると説いている。この目標論は、明治期の学校衛生を主導した三島通良の考えと同じである⁽¹⁶⁾。第二に、児童は「各自特異なる身心の状況を有する」ものであるため、「必ずや各個性に鑑み」、これに適応した「衛生的施設」を整備することが学校衛生の要旨だといっている。この点は三島にはない考えである。以下、これらの二つの論点について検討してみよう。

3.

本節では第一の論点、「第二国民」をみていこう。そもそも、学校衛生は健康保護・發育促進の「手段」であり、それによって「第二の国民」を作り、「国運の発展に資せん」とすることが「最終的目的」だという考えは、別の論説でも繰り返し述べられている。

吾々の忘れてはならぬ大切な一事がある。其れは学校衛生とは、児童生徒の健康を保護し、其發育を促進せしむるの手段であって、之れに依って教育の効果を完ふし、身心の堅実強健なる第二の国民を作り、以て国運の発展に資せんとするのが最終的目的なる事即ち之れである。(大西「再び学校衛生に就て」『岐阜県教育』第283号 大正7年2月 65頁)

「堅実強健なる第二の国民」をつくるという教育の最終目的を達成するための「手段」が学校衛生であるという目標論は、「教育の基礎たる学校衛生」と論じた三島通良の考えに通じるもので、明治期から大きく変

わっていない⁽¹⁷⁾。

しかし、大西は「最近の新聞や雑誌」から窺い得た「学校衛生の欠陥」に関する問題は多数に上り、一日中これらの案件にたいして「応接に違なからんとするの状況」だとひどく嘆いて批判の目を向けていることは、注目に値する。この件は、当時の学校衛生の課題が網羅されているので、少し長いが全案件を示してみよう。

私が最近の新聞や雑誌を通して窺ふ事を得た体育の不振や学校衛生の欠陥に関する問題も、実に十数件の多きに達して居る。曰く、教員結核病者の多数、並に其予防撲滅の不備、曰く、「トラホーム」児童の増加、並に之が撲滅減策の不充分、曰く、身体検査の改正、並に之れが善後策に就て、曰く、傷病児童の調査、並に其の対応策如何、曰く、特殊児童低能児童の発見、並に之れが特殊教育施設、曰く、林間学校の開設、曰く、口腔衛生の不完全、並に学校歯科の設置、曰く、脊柱の彎曲、姿勢の不完、並に適当なる机腰掛けに関する件、曰く教室内衛生の不充分、並に掃除方法の改善、曰く、教科目の過重、並に教授衛生の不徹底、曰く、体操器械の不完全、並に之れが普及の方法、曰く、校医執務の不熱心、及び校医待遇の向上に関する件、曰く、学校内外の不清潔、並に清潔方法施行の不徹底、曰く、学校衛生調査機関の不備、並に学校衛生会設立に関する論議、曰く、学校体育の不振、並に之れが奨励方法如何、曰く、学校衛生に関する一般社会の無知、並に之れが開発策、曰く何曰く何、私は実に日に之等の案件に対し將に應接に違なからんとするの状況である。(中略)我国学校衛生の實際問題が那辺にあるかを推究し、多大の注意を以て其成行を觀察して居るのである。(大西「再び学校衛生に就て」『岐阜県教育』第283号 大正7年2月 64頁)

確かに、ここあげられた「案件」のうち、「トラホーム」の撲滅や「身体検査」は、明治期の学校衛生の課題であり、「脊柱の彎曲」、「適当なる机腰掛け」などの案件は、三島通良の学校衛生論の特徴ともいえる項目である⁽¹⁸⁾。また、「校医待遇」についても、明治31年に勅令された学校医制度が定着していく過程で、その手当(報酬)の少なさが議論になっていた。しかし、大正期に新しく課題となる「教員結核病者」、「特殊児童低能児童」の「特殊教育施設」、「林間学校の開設」、「口腔衛生」および「学校歯科の設置」までも大西は列挙し、その上、「我国学校衛生の實際問題が那辺にあるか」と慎重視している。

もし、これら個々の実情が学校衛生不振の原因で、解決すれば学校衛生が改善するというのなら、「より精細にして厳密なる法規命令」を発し「監督指導の実を全ふする」という、実際これまでも教育行政ではよくとられた手段をとるほかになく、むしろ、学校衛生で

もそうすることが「やがて其成績と挙げ効果を全ふする所以の捷徑と信ずる」⁽¹⁹⁾、つまり近道であるとする大西はいう。ただ、そう述べながらも、「応接に違なからんとするの状況」と批判し、「実際問題が那邊にあるか」と慎重視する理由は、大西が、ここに列挙されたような「案件」は学校衛生の「根本核心」(前出)ではない、と考えているからではないだろうか。

そのことをうかがわせる第一の論点は、制度改正が先か思想の鼓吹が先かという問題である。

思ふに一切の教育的事業は、之れを施すべき社会自身が痛切に其必要を認め、局に当る者、亦、其間の消息に通じ、内外相応じて行ふにあらざれば、決して所期の効果を齎すものではない。私は曾つて「制度改正を先きにすべきか、学校衛生の思想を鼓吹すべきか」と題して、昨年六月文部省に開催せられた全国学校衛生主事会議に計ったことがある。(中略)斯くて社会、家庭、学校の三方面から、歩調を合はせ、足並を揃へて、其発達を熱望し之れが改善に努力したならば、学校衛生の発展は期せずして振興する事疑なしと私は信ずるのである。(大西「再び学校衛生に就て」『岐阜県教育』第283号 大正7年2月65-67頁)

大西は、社会や地域の人々の学校衛生思想がまず重要だと考えていて、学校衛生主事会議に計ったこともあるほどだった⁽²⁰⁾。先の「応接に違なからん」ほどの細々とした学校衛生の欠陥問題の打開策は、厳密な法規命令のような近道より、学校とその地域の人々が重要性を共通理解し、積極的に願うことが、本当の学校衛生の発達への道筋だと考えているのである。

「根本核心」の第二の論点は、大西の学校衛生論の核心にもつながる問題である。

吾々が学校衛生実際問題として従来、屢、耳した所の多くの論議、例へば「トラホーム」の治療を学校に強いたり、学校児童の疾病を校医の医院に於て無料治療を要求したり、或は欧米に見る多数の齲歯児童の爲めに、学校歯科を設置せよとの議論の如き何れも学校衛生に対する誤りたる期待に基因するものであって、奮に学校衛生の本旨に反するのみならず、却つて其等の改善進歩を妨害するものである。学校衛生に関する従来施設が多くは枝葉末節に拘泥して、之れが根本核心に触るゝ事の少ないのは、或は之等の謬見が禍するのではあるまいか。私は社会及び実際教育者が今少しく、学校衛生に関する本来の意義に徹底し、学校医の任務が教育上重要なる施設の一なるを確認する(中略)事を切に希望するのである。(大西「再び学校衛生に就て」『岐阜県教育』第283号 大正7年2月66-67頁)

「トラホーム」治療や学校歯科の設置、校医の無料治療などを学校に要求する議論、つまり治療サービスを請うような指向は、「学校衛生の本旨に反する」ばかり

か、却つて学校衛生の「改善進歩を妨害する」ものだという。こうした「謬見」が禍して、これまでの学校衛生が「枝葉末節に拘泥し」し、「根本核心」に迫るような内容に発展しなかった、と大西は考えているのである。大西の考える「学校衛生の本来の意義」に徹すれば、学校医の任務は「教育上重要なる施設」になるという。つまり、学校医とは、医療・福祉サービスの制度ではなく、学校教育と目的を同一にする教育上の制度だと考えているのである。

大西は文部省時代、学校給食の普及、教員保養所の創設など、一見、社会・福祉的サービスかと思われる業績をあげているが(表1)、もともと、学校衛生や学校医の役割は、医療や福祉サービスにあるわけではないと考えていたのである。

大西の「根本核心」の第三は、「個性」を取り扱う大西の学校衛生論の特徴にも繋がる論点であるが、以下の主張にあらわれている。

更らに智力並に情意の発達を催進せしめんとする教授及び訓練の実施が、児童の心身に如何の影響を致すかを研究し、若し不良の感作ある場合には、之れを避け、若しくは、その不良の感作を成る可く少なくするの処置を講ずるのが即ち教授衛生の本旨にして、一つに精神的教育の衛生を講ずる者即ち之れである。(大西「学校衛生の四大目標(上)」『岐阜県教育』第284号 大正7年55-56頁)

大西は「児童の智力」と「情意の発達」を催進させるのが「教授及び訓練」であると考えていて、それが児童の心身におよぼす影響を研究・処置するのが「教授衛生の本旨」である、なかでも「精神的教育の衛生」がこれからの学校衛生では重要になるという。この点は次節で検討することにして、ここでは明治期の学校衛生の中心の一つを占めていた設備の衛生について、大西がどのように考えていたかを見ておこう。

この時期、大西の考える学校教育設備と健康の関係とは、明治期に求められたような、清潔・消毒法を中心とする環境衛生や、三島通良が説く学校の机掛掛けによる身体の歪みを問題視する人間工学的な衛生⁽²¹⁾を意味していなかった。

学校に於ける教育の目的が、道徳教育に依りて国民的人格の基礎を確立し、現在文化の程度に応じて必要欠くべからざる知力の修養を成すと共に、常に児童身体の発達に留意せねばならぬ故、之等の教授や訓練が児童身体の發育を障碍する事なきやう注意せねばならぬは素より明らかである。従つて教授訓練は、衛生上総ての要求に相当したる設備の下に於て施されねばならぬ、設備衛生の觀念は即ち此処より発足して居るのである。(大西「学校衛生の四大目標(上)」『岐阜県教育』第284号 大正7年54-55頁)

教授訓練のために必要な「衛生上総ての要求」に

えるのが「設備衛生」である、と大西は思い描いている。

さらに続けて「教授の衛生を合理的に行ふには、神経系統の作用を十分に知悉し、精神作業能力の理法に明かなくてはならぬ」と述べ（同前56頁）、作用や理法、つまり、基礎科学をもつ合理的な「教授衛生」を提案していることも、明治期との違いとして見逃せない。

確かに三島も人間工学的な衛生のほかに、「授業及休業」と称する教授衛生の類も説いていたが、その意味は「授業科目の多きに過ぎ、初級の生徒に理解し難き高尚なる学科を教授する」ことが「精神の疲労を来し、能力の発育を妨害」する、という見方から「授業及授業時間」や「自宅の稽古」の負担を指摘したのである。また、数学の「定量的の観念」の養成や、語学の「定性的観察力」が「脳髓」を刺戟し「神経非常」や「精神病」を誘発するが、それは「精神的、理想的教育を奨励したる、学問の中毒」が背景にある、ために、「神経及精神の疾病」は学校衛生家が考究すべき課題だ、と指摘したのである⁽²²⁾。ここにあげた三島の考えの一端、特に後者の、数学・語学や「学問の中毒」の事例は、中学・高等中学が想定されているとはいうものの、いかにも、学問とは若年者をむしばむものであるかのようなのである。そうした弊害のある学習の過重を避けるための「授業及休業」を三島は説いたのである。これに対して、大西は、三島と同様、教育の目的は「第二の国民」づくりだとしつつも、「智力並びに情意の発達」を催進するのが教授訓練であるという、発達促進の学習観をもち、教授訓練の児童の心身への影響を研究する「教授衛生」では、神経系統と精神作業に関する基礎科学にもとづく合理性が必要と考える点、「精神的教育の衛生」を重視する点で大きな違いがある⁽²³⁾。

話を「設備衛生」にもどそう。大西はこれに関連して、従来の日本の学校衛生が、独逸の「学舎の衛生」の範囲を出なかつた点を問題視している。大西の考える、今日、日本で期待されるべき学校衛生からみると、「設備上の衛生の如きは吾が学校衛生の一分野にすぎない」という。さらに、ドイツでは「学校衛生と云へば校舎設備の衛生」を説いたものであり⁽²⁴⁾、日本の学校衛生の規定の多くが「二十年前の産物」で「然かも範を当時の独逸の制度に採つたものである事を知つたならば、蓋し思ひは半ばに過ぎるであろう」とまで批難していて、ともかく時代遅れで、今の日本の教育思潮に合っていないと考えているのである。このような古めかしい「校舎設備の衛生」から、今日の新しい教育観・学習観に基づく「精神的教育の衛生」へ転換しようと大西は主張しているのである（大西「学校衛生の四大目標（上）」『岐阜県教育』第284号 大正7年55-56頁）。

4.

先の、大西が「必ずや各個性に鑑み」という第二の論点に移ろう。結論を先取りすれば、この点が、人間工学的な三島の考えと最も大きな違いであり、大西の精神の異常・個人心理への着眼理由と関係しているとも考えられるが、詳しくみていこう。

大西は、最近の教育学の動向から、学校衛生でも個人心理研究の観点を取り入れ、精神異常児の適切な教育的手段という問題も参考にしたいといっている。

晩今、教育学の進歩の跡を尋ねるに、由来心理学は教育学攻究の唯一基礎学科にして、然かも尋常者の心理研究を以て能事終れりとせし者、最近に至り一般医学、特に精神病理学、実験心理学の発達に伴はれて、異常の精神状態、并に個人心理の研究益々精密となり、正常者の心理学と相併びて教育学の基礎を作りつゝあるは、明らかに学界近時の趨勢にして、教育病理学てふ一新科学の勃興するに至れるも、畢竟、上記の気運に刺戟せられたるの結果なる可く、広義に於ける教育学は斯くして漸次に完成の域に達しつゝあるなり。（大西「教育病理学一般」『岐阜県教育』第277号 大正6年8月 21頁）。

最近、教育学では、従来より正常者の心理学を基礎科学としてきたところ、それに加えて、異常の精神状態と個人心理の研究の成果も取り入れて、広義の教育学へと完成しつつあり、教育病理学という新科学も登場した、と大西は注目している。そして、「精神病的中間状態に在る児童が、吾人教育病理学に於て重要な研究の題目たると等しく、所謂優良児てふ異常児も教育病理学の見地に立ちて観察攻究する時は多少の興味なきにあらざるなり」⁽²⁵⁾と述べ、教育病理学では「中間状態」のみならず「優良児」も視野に入れたと考えている。因みに、教育病理学の開拓者・富士川游によれば、「健康と疾病との区別を標準として鑑別したる児童ではなくして（中略）精神の作用が異常でありながらも疾病の中には算入すべからず、しかも健康のものとは相異して、その教育の方法に特別の注意を要するもの」を対象にすると規定している⁽²⁶⁾。この点、「優良児」も異常とみて対象化する大西の考えは特徴的である。ともあれ、その問題意識の下に、「個性観察」が必要だといっている。

吾人の学校における児童は優中劣の各種階級雑然として相集まり、其精神の内容、身体の状態、実に千差万別の感なくんばあらざる也。更に、遺伝的關係、（中略）疾病の既往、其他の内外の環境が児童の精神発育に影響する事の誠に少なからざるを知る者、誰か個性観察の必要なるを否定するものぞ。（大西「教育病理学より見たる優良児に就て（下）」『岐阜県教育』280号 大正6年12月 38頁）

ただ、児童が「個人性」をもつとはいへ、同じ生物

界・国家環境・文明・歴史を享受する点から、「差別の中に自ら共通せる一種の児童心理乃至身体が存在する」という独特な見方の下に、「差別の中に平等を認め、共通の中に特殊を発見」することが児童教育上の重要で、難問であるがゆえに、今後、個性調査が重要になってくると大西は考えている。

各種の児童は、遺伝、環境、生活史に依りて極めて多種多様な個性を享有すと雖も、等しく人類てふ同一の生物界に属し、国家てふ同一環境に育ち、文明てふ同一空気を呼吸し、歴史てふ同一の遺伝を享受せる点に於て、差別の中自ら共通せる一種の児童心理乃至身体が存在する事即ち之なり。差別の中に平等を認め、共通の中に特殊を発見す、之れ児童教育上の重要問題にしてやがて個性調査問題の教育上重きを為す所以なむか。(大西「教育病理学より見たる優良児に就て(下)」『岐阜県教育』280号 大正6年12月 38頁)

ここでいう「個性調査」への着目は、日本の当時の新しい教育学説が踏まえられていた。そのことを端的に示すものは、以下の記事である。

新教育と学校衛生

今や教育教授の方法が実験心理学、医学、精神病理学等の勃興につれて著しく科学的の色彩を帯ぶるに至れるは争ふ可からず。従って個性観察の方法の如き医学的・心理学的の知識を要する事の多きを感じるや切なり。然かして能力の相違を基礎とせる教育にマンハイムシステムあり、動的分団教授法あり、曰く勤労主義、曰くモンテッソーリシステム、曰く何、誠に吾人をして応接に違ならしむと雖も、何れも児童身心の特性に注意せざるはなく、個性調査に依りて得たる知識を基礎として、初めて其の目的を達し得べきものたるなり。

嗚呼学校衛生をして徒らに校舎の設備乃至清潔を云為し児童の身体体重を計量するものと為す勿れ。児童個性調査の如き心理学と医学の抱合に依りて初めて完きを得べく、更らに教授衛生、教育病理、治療教育等の緒科は明らかに医学的教育若しくは教育的医学にあらずして何ぞ。然して学校衛生は児童教養の目的を貫徹すべき教育医学結合の連鎖を為すものにして、特に体育の衛生、各科教授の衛生は、児童個性の研究と共に将来の学校衛生上、重要な問題たらずんばならず。個性問題を述ぶるに当り思はず岐路に入れり。(大西「教育病理学より見たる優良児に就て(下)」『岐阜県教育』第280号 大正6年11月 40頁)

「児童個性の研究」と「各科教授の衛生」がこれから重要になるという理由は、今や「教育教授の方法」が科学的になり、「マンハイムシステム」「動的分団教授法」などの、能力の相違を基礎とする新しい教育方法のどれもが児童身心の特性に注意し、「個性調査」に

よって得た知識を基礎として初めてその目的を達成できるものだからである。学校衛生においても、心理学と医学の学際知見を取り入れ、教授衛生、教育病理、治療教育のように医学と教育を結ぶ緒科と繋がりを持ち、新しい教育の目的に寄与するものに変化すべきだと考えているのである。

「徒らに校舎の設備乃至清潔を云為し児童の身体体重を計量するものと為す勿れ」と批判するのは、実際、これまで学校や行政では、校舎設備の清潔や身体検査ばかりが学校衛生活動だと誤解され、無目的に実施されてきた現状があったため、それを嘆いているのである。「個性問題を述ぶるに当り思はず岐路に入れり」というあたり、この件は、思はず発した本音であり、大西自身の率直な考え方が端無くも吐露されたものであろう。

先に、「第二の国民」について検討したように、大西は、当初から、学校衛生は健康・発育の面から学校の教育目標(国民形成)に寄与すると位置づけていたが、その本意は、最新の教育学説を取り入れ、新しい教育方法・学習観に沿う学校衛生であり、この点から、これまでの明治期の学校衛生を刷新しようと考えているのである。この側面から大西をみる時、三島との違いがより際だっている。

岐阜県の学校衛生主事の時点ですでに、大西が学校衛生を論じる際、当時の教育学説から深く影響を受けていたことは注目すべきである。

大正期の新しい教育方法と学習観にもとづいて、これまでの感染症・環境衛生中心の医学的視点から、心理・医学・教育を抱合する教育的視点へと転換したということができ、これは学校保健史上、重要な意味をもっている。特に、大西の考えの下での教育的視点とは、医学排除の意味ではなく、学校教育が医学に対して協力を求める内容が、この時期、感染症から精神の異常へと移行したという点に注意しなくてはならない。

同時代の教育学説と学校衛生論の関係については、今後改めて取り上げるべき課題である。

5.

この時期、大西が「個性調査」の面から「極めて吾人の意を得たるもの」と特に取り上げるのは、小川正行の『欧米対照 小学校教育の実際』(東京文館 大正5年)である(以下『小学校教育の実際』)。

本問題に関し、和歌山県師範学校長小川正之氏著「小学校の教育の実際」の中に論ぜたる所頗る吾人の意を得たる者あり、即ち氏は個性調査に関し利害の二方面あるを指摘せり。(大西「教育病理学より見たる優良児に就て(下)」『岐阜県教育』第280号 大正6年12月 39頁)

小川は和歌山県師範学校長で、同書は、近頃の教育論書は制度の解説に過ぎず、外国の知見にも接せず、実際家の参考にならない(序論)、という動機から著された小学校教育論である。校長のための学校経営論という側面も感じ取れる。驚いたことに、小川は特に学校衛生の専門家でもないにも関わらず、「第八篇 学校衛生及其施設論」や「第五章 学校医」を設け、学校衛生が小学校教育論の一領域に構成されている。

大西によれば、個性について我が国の教育界をみると、「画一主義学級教授の弊害」が盛んにいわれていて、児童の個性を調査し、適応する教育を行い「完全なる個性の発達を企図する」ことが重要案件になっているという。この点から大西は小川の『小学校教育の実際』に述べられている個性調査の考えに共感したのである。具体的に次の4つを「利益の方面」と紹介している⁽²⁷⁾。

- (一) 教員をしてその観察調査せるところに基づきて、个性的教育を為さしむ。
- (二) 教員をして常に児童の個性に留意し、その指導に心掛けしむ。特に大なる欠陥あるか危険性ある者等に就きては、夙くより之が感化矯正に努力するに至らしむ。
- (三) 教員をして児童の心理考察に就きての自身を高め、益々、研究心を深からしむ。
- (四) 児童の各個を知り難き地位に在る学校長をして、自己の管理内に在る児童に留意せしむるに至る。

小川の『小学校教育の実際』は、当時の大西の学校衛生観を考えるにあたって、興味深い点が少なくないので、簡単にみておこう。

明治期中期から大正期にかけて発行された教育関係書群をみると、学校衛生の専門書とは別に、学校衛生やそれに相当する内容含まれ、章・節を構成しているものが意外と多い。管見から、それらは学校の設置・学級編制・経済・衛生の管理を論じ、師範学校の学科「学校管理法」を視野に入れたものと⁽²⁸⁾、いわゆる最新の教育学説を論じる教育学書⁽²⁹⁾の2つに大別できる。明治後期や大正期になると、その両面を持ち合わせた学校管理法書が出版されている。小川の『小学校教育の実際』は両面をもつ書か、とも思われるが、詳細は別稿を期したい。

小川の『小学校教育の実際』の内容で目をひくのは、「学校衛生の意義」の考え方である。「体育と相待ちて児童の教育、健康を進め、以て国民の福利を増進せんとするを以て目的とするもの」、と小川は述べている。また、学校設備は「児童の知徳」に「無言」の影響を及ぼす、という隠れた面に注目し、「是れ学校設備の衛生上亦決して忽せにす可からざる消極的論点なり」といつている。学校病についても触れ、その原因は「固より不合理なる学校諸施設と児童をして不注意なる学

校生活を為さしむること」で、具体的な病名も列挙して、教師がある程度の医学知識をもつことを重視していると考えられる。その一方、学校医については「衛生的知識の一般に欠乏せるが故に、小学校教員社会は毫も学校医設置に反対するが如き事実なく、寧ろ到るところ完全なる学校医を設けて、十分なる衛生上の助言と忠告とを受けんことを希望する」と必要性を指摘している。また学校医は「必ずしも児童の疾病治療医たるべきものに非でること勿論とす」と考えている⁽³⁰⁾。

6.

本稿では、明治期の三島通良の学校衛生論と比較し、さらに大西が大正期の新しい教育方法や小川正行の教育学説のどのような内容に共感したのかを参照しながら、大西が学校衛生官僚となり教育的学校衛生論を広めていく前の、大西個別の考えを明らかにした。岐阜県学校衛生主事時代の大西の考えをまとめておこう。

1. 大西は当初から、学校衛生は健康・発育の面から学校の教育目標(国民形成)に寄与するとし、三島と同様、教育の目的は「第二の国民」としつつも、「智力並びに情意の発達」を催進するのが教授・訓練であるという発達促進の学習観をもち、その児童の心身への影響を研究する「教授衛生」では、神経系統と精神作業に関する基礎科学にもとづく合理性が必要と考える点、「精神的教育の衛生」を重視する点で、三島と大きな違いがあった。
2. 大正期の「マンハイムシステム」「動的分団教授法」「勤労主義」「モンテッソーリシステム」など、能力の相違を重視する新しい教育方法に影響を受け、学校衛生でも「個性の研究」と「各科教授の衛生」がこれから重要になると考えた。また、教育病理学という新科学に注目し、その対象には「優良児」も異常とみて重視していた。
3. 大西が、岐阜県の学校衛生主事の時点ですでに、学校衛生を論じる際、当時の教育学説から深く影響を受けていたことは注目に値する。最新の教育学説を取り入れ、新しい教育方法・学習観に沿うよう、それまでの明治期の学校衛生論を刷新しようとした。この点から大西をみる時、三島との違いがより際だっている。同時代の教育学説と学校衛生論の関係については、改めて課題としたい。
4. 大正期の教育学説による新しい教育方法と学習観にもとづいて、これまでの感染症・環境衛生中心の医学的視点から、心理・医学・教育を統合する教育的視点へと転換したということができ、これは学校保健史上、重要な意味をもっている。特に、大西の考えの下での教育的視点とは、医学排除の意味ではなく、学校教育が医学に対して協力を求める内容が、感染

症から精神の異常へと移行したという点に注意しなくてはならない。

注

- (1) 大西は「我が国学校衛生の諸制度を通して現はれてゐる根本概念」として、明治期は医学的学校衛生、大正期は社会的学校衛生、昭和期は教育的学校衛生であると表現している（大西『学校体育と学校衛生』龍吟社 1941年 164-164頁、ほか）。この見方は今日の学校保健の教科書などでも採用されている（小倉『学校保健』光生館 1983年 21頁、ほか）
- (2) 森本稔は、昭和前期の学校衛生について「従来は学校教育を外部より眺めて医学的に批判し監督するもので（中略）その主体は医学であり、担当者は学校医、学校衛生技師、学校看護婦である如く考えられていた状態であったが、そうではなくて学校衛生推進の主体は教師が担うべきものであり、学校医、学校看護婦は、これに助言を与え、指導し、或いは補佐してゆく立場であるとする認識が生まれ（中略）いわば医学中心から教育へ、管理主体の学校衛生から教育活動としての学校衛生へ（中略）学校衛生のあり方にこのような本質的な変革がみられた時期であった」と述べ、大西を「いわゆる「教育的学校衛生」の普及発展に尽力した」と位置づけている（森本「昭和前期の学校衛生（1926年～1945年）」『天理大学学報 体育篇』第10号 1971年）。ほかに、森本「日本学校衛生史（その3）昭和前期の学校衛生」『学校保健研究』第12巻第6号 1970年、小林冽子「戦前における「教育的学校衛生」の成立過程について」『学校保健研究』第11巻第12号 1969年、小倉『学校保健活動』東山書房 1974年などがある。杉浦守邦は、大西を「衛生訓練の運動（昭4年）の提唱者」、「衛生訓練」を普及した人、と位置づけている（杉浦「教育史における学校保健」（黒田芳夫ほか『教師のための学校保健』ぎょうせい 1979年）571-572頁）。
- (3) 文部省監修 日本学校保健会編集『学校保健百年史』第一法規 昭和48年 140頁。実際、日本で第7回世界教育会義が、昭和12年7月31日から7日間にわたって開かれた時、ターナーは「学校衛生部」の委員長を務めている。大西も同部会の日本側発表者の一人として名を連ねている（「世界教育会義前奏曲」『教育週報』第636号 昭和12年7月24日発行）。
- (4) 荷見秋次郎「学校体育に寄与した人々—大西永次郎—」『学校体育』第5巻第5号 1952年、杉浦「大西永次郎の学校衛生に果たした役割」第32回学校保健学会講演集 1985年、坂本ゆかりほか「昭和前期の健康教育に関する一考察 大西永次郎をてがかりとして」第31回学校保健学会講演集 1984年、岡本岩松編『浅口郡現代人物誌』浅口郡現代人物誌編会 大正14年 85頁より作成。
- (5) 文部省は学校衛生の制度整備に着手し、まず明治24年、三島通良（1866～1925年（慶応2～大正14））に学校衛生取調を囑託して全国調査を行わせ、明治29年、学校衛生主事に任命し学校衛生顧問会議に関わらせた（杉浦守邦「三島通良（1）～（18）」『学校保健研究』第10巻第2号～第12巻第12号 1968-1970年、前掲書『学校保健百年史』7頁、ほか）。
- (6) 『岡山医学会雑誌』第243号 明43年4月 292頁、岡本 前掲書『浅口郡現代人物誌』85頁。
- (7) 基礎研究だが乳児の生理・疾病と健康にも注目している（大西・片山「哺乳児腸内細菌二就キテ」『岡山医学会雑誌』第323号 大正5年12月 912頁）。
- (8) 『岡山医学会雑誌』第324号 大正6年1月 71頁。
- (9) 前掲書『学校保健百年史』121頁。
- (10) 「大正六年歳出經常部 教育費」の「第六項 学事諸費」（計2868円）に、「学校衛生医一人年棒金九百円、旅費金四百円。雑費金百五十拾円」（計1450円）が新しく計上され、医者をおき小学校その他一般の学校衛生に関する調査研究し学校衛生の改善に力を尽くさせたい、と説明されている。教員の「肺結核」も計上理由にある（『大正五年岐阜県会速記録第拾号』大正5年 岐阜県立図書館蔵 10-11頁・『同前第一号』69頁）。
- (11) 第一回に参加したのは東京、京都、神奈川、茨城、滋賀、山形、福井、岡山、福岡、熊本、鹿児島等の11府県で、「技師」「学校衛生技師」「学校医」「衛生医」など別称する府県もありまだ統一されていない（文部省普通学務局『学校衛生主事会議録 大正6年10月（第2回）』（付録「第一回学校衛生主事会議要領」含む）国立国会図書館蔵）。
- (12) 大西「再び学校衛生に就て」『岐阜県教育』第283号 大正7年2月。
- (13) 「府県学校衛生現況報告」（文部省普通学務局 前掲書『学校衛生主事会議録 大正6年10月（第2回）』）。
- (14) 「整備時代」（杉浦1975年）に制定された重要な学校衛生制度として、明治30年1月省令の学校清潔方法、明治30年3月訓令の学生生徒身体検査規程（直轄学校）・明治33年3月省令の学生生徒身体検査規程（公立学校）、明治31年1月勅令の学校医設置、明治31年9月省令の学校伝染病予防及消毒方法をあげることができる（前掲書『学校保健百年史』55頁、ほか）。
- (15) たとえば岐阜県下の中津川興風学校では、初代学校医が学校医の職務規程を超えてトラホーム治療に踏み切っていた（拙稿「明治期の学校衛生政策と校現場—中津川興風学校の学校医活動—」『日本教育保健学会年報』第20号 2013年）。
- (16) 拙稿「明治期の学校医に関する検討—三宅秀と三島通良の学校医論—」『学校保健研究』掲載予定。
- (17) 三島は、主著『学校衛生学』（博文館 明治26年）において、「児童は実に第二の国民を編成すへき、最大要素なれば（中略）之をして有為の者たらしむるは、只之を教育するにあるのみ」（2頁）、「学校衛生を基礎として、組織せられたる教育、始めて之を完全の教育と称すべく」（15頁）、「教育の基礎たる学校衛生を忽諸にしたる結果、国民をして、殆ど悉く病体畸形ならしめ（中略）国力を衰退し、元気を沮喪した」（10-11頁）と述べ、学校衛生は教育の基礎、つまり教育のための「手段」であると関係づけている。
- (18) 三島 前掲書『学校衛生学』。
- (19) 大西 前掲書「再び学校衛生に就て」65頁。
- (20) 学校衛生主事会議では、文部省と各府県から議題提出された。（文部省普通学務局 前掲書『学校衛生主事会議録 大正6年6月（第2回）』）。
- (21) 拙稿 前掲書「明治期の学校医に関する検討—三宅秀と三島通良の学校医論—」。
- (22) 三島『学校衛生学』博文館（第7版）明治33年 284・293・244-246頁、ほか。
- (23) この時期、富士川游も、学校衛生では「外部の事情」のみならず「内部の事項」即ち「教授の方法」にも注目せねばならぬと述べ、精神の発達に基づく「精神的教育の衛生」を取り上げているが、大西のいう「精神的教育の衛生」や、三島の教授衛生論ともいえる「授業及休業」の考えとの関係については、今後、検討する必要がある（富士川『教育講座 教育之衛生』日本学術普及会 大正5年（野村良和ほか編『日本体育基本文獻集』第26巻 1998年 復刻版）11・120-216頁）。
- (24) 梅原秀元によれば、ドイツでは1860年代以降、医学・衛生学の中で学校衛生が重要な位置を占めるようになり、通学する子どもに顕著な病氣と学校の関係を明らかにするとともに

- に、校舎、教室、机・椅子など外的環境の改善が目指され、19世紀後半からは生徒の身体の直接的な把握も目指され、その変化は、学校医の活動の重点が、校舎や施設・設備の検査から生徒の検診に移ったことに現れているという（梅原「19世紀後半ドイツにおける学校衛生」『大原社会問題研究所雑誌』第488号 1999年）。
- (25) 大西「教育病理学より見たる優良児に就て（上）」『岐阜県教育』第279号 大正6年10月 29頁。
- (26) 富士川は、「児童の精神病理学を基礎として、教育の見地より、精神生活が尋常ならざる児童の精神の特性を研究し、それによりて異常児童の教養の方案を立つる」ことを任務とし、「教育の上よりみたる児童の精神病理学の知識を集めてこれを一つの体系（System）としたものを教育病理学となづける」と定義している（富士川『教育病理学』教育研究会 昭和5年 緒言の6頁4・6頁）。富士川は明治40年日本児童研究会第一回総会で、本邦初の「教育病理学」の講演を行った（富士川先生刊行会『伝記叢書27 富士川游先生』大空社 昭和63年 55頁）。
- (27) 大西「教育病理学より見たる優良児に就て（下）」『岐阜県教育』第280号 大正6年12月 39頁。
- (28) 明治14年「師範学校教則大綱」において「教育学学校管理法」が初等師範、中等師範、高等師範の各学科に位置づけられた（野村良和「明治期における学校衛生の検討—師範学校における「学校管理法書」を中心として—」『筑波大学体育科学系紀要』第12号 1989年）。明治19年「師範学校令」では「各学校ノ程度」に「学校管理法」が、明治25年「師範学校ノ学科及其程度」では「教育法令及学校管理法」で「学校ノ設置編制設備管理経済衛生等ノ方法を授ケ」と、「衛生」が明示されている（教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第二巻』教育資料調査会 1964年 442-661頁）。たとえば、三宅米吉『学校管理法』明治24年は茨城県師範学校の「教育科」の教科書である（櫻村勝『茨城県師範学校史』1973年 134頁）。明治中期の学校管理法書では環境衛生が示されるにすぎないが、明治後期や大正期になると、教授衛生・学校衛生を含む書が出版されている。たとえば国府新作ら『新式 学校管理法』明治29年の「学校衛生論」（整暖法及ヒ通気法、採光法）、渡邊辰次郎『実験学校管理法講話』明治39年の「第十章学校衛生論」（教科書と視力の関係）、小川正之ら『新撰小学校管理法』大正3年の「第三編学校衛生」（学校衛生の必要及範囲、学校衛生に関する衛生、学校児童に関する衛生、教師の衛生）である。
- (29) たとえば、熊谷五郎『教育学』明治34年の「第一篇養護論」（教育学における養護論、身体機能と精神機能、業務と休息、学校病、養護の理想）、吉田熊次『社会的教育学講義』明治34年の「第五編養護論」（養護の意義及び目的、体力の根源、学校に於ける養護）、澤柳政太郎『我国の教育』明治43年の「第十九章学校衛生」（学校衛生の沿革、学校医、学徒の健康状態）、阿部重孝『小さい教育学』昭和2年の「第十一章・二、学校衛生」である。
- (30) 小川正行『欧米対照 小学校教育の実際』東京実文館 大正5年 685-687・847-848・870-872頁。

（2013年9月17日受理）